

西川パフォーマー事業 募集要項

● 西川パフォーマー事業とは

「西川パフォーマー事業」とは、市民が西川緑道公園を活用して自主的・主体的に企画・実施するイベント等を市が公募し、選考し、認定した事業のことです。この事業が、計画的にまた円滑に実施されることで公園の活用を促し、魅力を高め、街なかに質の良い継続した賑わいを創出することを目的としています。認定後は、市と認定事業の代表者と各地域関係団体で構成される「西川緑道公園活用事業協議会」のメンバーとなります。円滑で効果的な事業展開を図るための協議・企画調整・その他の取組の場に参加していただくこととなります。

● 募集概要

- 1 募集対象** 西川緑道公園で、イベントを企画し実施することを通じて、西川緑道公園界隈の魅力を高め、質の良い継続した賑わいを創出しようとする事業を行う個人・団体・企業・グループ。
- 2 認定期間** 認定通知日から最大2年間
※現在の認定期間は、別途市のホームページに記載しています。
- 3 実施区域** 西川緑道公園（桃太郎大通り～あくら通り）
- 4 募集部門** イベントを企画し実施する「イベントプロデュース部門」と、文化・芸術活動の実施及び物品・飲食物等の販売を行う「パフォーマンス部門」の2部門があります。

募集部門	イベントプロデュース部門	パフォーマンス部門
事業概要	他団体等（認定事業者以外の団体等を含む。）が参加するイベントを企画し実施する事業。	自らの団体等が、文化・芸術活動の実施又は物品・飲食物の販売を行う事業。

5 事業が実施できる期間

原則、1 認定事業につき、1 ヶ月 24 時間以内とする。活用時間は準備及び片付けを含め、午前 8 時から午後 10 時までとし、事業の開催は他事業を含め 1 週間に 2 日間以内、かつ連続開催 2 日間以内とする。（音出しは 20 時まで）

6 応募資格

- ① 西川パフォーマー事業の目的を理解し、西川緑道公園界隈の魅力づくりに貢献する熱意があること。
- ② イベントプロデュース部門については、自立してイベントを実施する企画・運営能力、及びイベントをスムーズに実施できる体制を有していること。
- ③ 認定審査において提案事業を説明し、事業の企画から実施まで責任を持って遂行し、事業記録、報告ができること。

7 応募事業の条件

- ① 西川緑道公園の魅力を高める、周辺環境に配慮した賑わい創出事業であること。
- ② 自立して行う事業で、広く市民が鑑賞、参加できること。
- ③ 政治的、宗教的な中立を侵すおそれがある運営をしないこと。
- ④ 営利や宣伝のみを目的としないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する事業内容にしないこと。
- ⑥ 暴力団等との関係、又はおそれのないこと。
- ⑦ 岡山市の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのないこと。

8 事業実施条件

- ① 園内が通行できるよう動線を確保すること。(幅員2m以上を確保)
- ② 自転車置き場を場内に確保するか、出来ない場合は、案内表示を場内において適切に行うこと。
- ③ 持込物品や事業において排出されたゴミはすべて持ち帰り、周辺の清掃を行うなど美化に努めること。
- ④ 物品・飲食物の販売を行う場合は、環境に配慮した販売を心がけること。
- ⑤ 周辺住民、周辺事業者への音量等の配慮(ドラムセットや和太鼓等は使用不可。)を行うこと。音を出す事の出来る時間は10:00~20:00とする。
- ⑥ 物品・飲食物の販売を行う認定事業者は(イベントプロデュース部門を除く)、文化・芸術活動を行う認定事業者と連携し、実施すること。
- ⑦ 事業実施2ヶ月前までに「実施企画書」を提出し、事業実施1ヶ月前までに事業実施会場全体の「レイアウト図」を提出すること。また、食品を扱う場合は「出店概要」を、ステージ等での演出を行う場合は「出演者概要」(イベントプロデュース部門のみ)を事業実施2週間前までに提出すること。
- ⑧ 事業終了後2週間以内に、「事業報告シート」を提出すること。
- ⑨ 都市公園法・食品衛生法・消防法・道路法・道路交通法等関係法令を遵守し、食品を扱う場合には、(一社)岡山県食品衛生協会等が実施する食品衛生責任者養成講習会を受講すること。
- ⑩ 飲食販売(調理行為を伴うもの)を実施する場合は、営業許可(特殊形態)を取得していること。また、イベントプロデュース部門が企画する場合は、参加する他団体についても営業許可(特殊形態)を取得しているか確認し、必要な手続きを取る。
- ⑪ 火気器具(ガスコンロ、炭火焼き器、フライヤー、ストーブ、発電機、キャンドルなど)を使用する場合は、火気器具の種類と配置を記載したレイアウト図を2週間前までに提出すること。また、当日は、必要な本数の消火器(各店舗1本。キャンドル等を配置する場合は、半径20mをカバーできる場所に消火器を設置。)を準備・設置すること。
- ⑫ 事業を実施するに当たって、第三者に損害を与えた場合は、認定事業者の責任において、その損害を賠償すること。また、必要に応じて、損害賠償等の保険へ加入しておくこと

9 認定されることによってできるようになること

- ① 西川緑道公園及び電源等公園内設備の使用(庭園都市推進課が公園内行為許可申請等の申請手続きを行います。)
- ② 認定事業実施のPR(庭園都市推進課が市ホームページや広報紙・SNSを通じて、認定事業の実施をPRします。)
- ③ 認定事業実施PRチラシの市有施設への設置(庭園都市推進課が、認定事業者が作成したチラシを市有施設に配布します。)
- ④ 庭園都市推進課所有の備品の使用(搬出入は認定事業者で行っていただきます)
 - ・折りたたみテーブル 1台 ・消火器 2本 ・延長コード 1本 ・折りたたみベンチ 8脚
 - ・ステージ用パーライト 2基 ・テーブルライト(ランタン) 12基 ・ドラムリール 2台
 - ・ワンタッチテント(2m×2m) 1張

1.0 応募方法

西川パフォーマー事業新規事業応募フォーム (<https://06fb9641.form.kintoneapp.com/public/nishigawa-performer>) からお申込みください。申込内容に問題がなければ、認定審査に必要な PR 動画や提案事業内容の説明資料をご提出いただく、アップロードリンクを電子メールにてお知らせしますので、動画・資料をご作成いただき、アップロードしてください。(動画は10分以内、容量は1GB以内)

PR 動画・提案事業内容の説明資料の作成にあたっては、12「事業提案にあたっての注意事項」や参考資料「西川パフォーマー事業 評価基準」の内容をよくご確認ください、審査に必要な説明に漏れが無いようにしてください。

※ 申込内容に不明な点や不備がある場合、お電話にて確認させていただく場合がございます。

1.1 審査方法

- ① 西川パフォーマー認定事業者や岡山市庭園都市推進課職員で構成する評価委員による評価(4段階「◎、○、△、×」での総合評価)を行います。
- ② 評価委員の評価において、一定の基準を上回る評価を獲得した提案事業を庭園都市推進課で審査し、認定事業に決定します。
- ③ 審査の結果については、応募者に通知するとともに、市ホームページで公表します。

1.2 事業提案に当たっての注意事項

- ① 事業内容・西川緑道公園界限にもたらす魅力向上や賑わい創出への効果について触れるようにしてください。また、事業内容に「飲食物の販売」を含むものについては、(一社)岡山県食品衛生協会等が実施する食品衛生責任者養成講習会の受講や営業許可(特殊形態)の取得の有無についても触れるようにしてください。
- ② 応募部門により、以下のことも行ってください。

【イベントプロデュース部門】

- 実施体制・経費の調達方法について触れるようにしてください。

【パフォーマンス部門】

- 文化・芸術活動を提案する場合は、提案事業の実施状況を収録した PR 動画をご提出ください。
- 物品・飲食物等の販売を提案する場合は、販売品目や価格について触れるようにしてください。

1.3 その他

- ① 認定後は、「西川緑道公園活用事業協議会」のメンバーとなります。年間1回程度開催される協議会において、各種事業間調整、実施状況の報告や改善に向けた協議の場に参加していただきます。
- ② 認定事業者相互の交流を図るため、西川緑道公園活用事業協議会のメンバーに連絡先等を公表する場合があります。
- ③ 事業実施中、実施状況等の調査や認定事業者に必要な指導・アドバイスを行うことがあります。市の指示に従わない場合や関係法令・事業実施条件に反した場合は、認定を取り消すことがあります。
- ④ 認定期間中に一度も活動実績が無い場合(但し、認定期間が1年未満の場合は除く)は、認定の更新を行いません。

1.4 お問い合わせ先

岡山市 都市整備局 庭園都市推進課 街なかにぎわい推進室

住 所 : 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電 話 : 086-803-1393 ファックス : 086-803-1740

Eメール : machinaka@city.okayama.lg.jp

HPアドレス : http://www.city.okayama.jp/toshi/teien/teien_00024.html